## 商標「草枕」使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、株式会社ニッスイが所有する商標「草枕」登録 2500540 号 (以下「本件商標」という。)の使用を玉名市により使用管理するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(本件商標の商標出願に係る適用範囲)

第2条 本件商標を適用する商標出願に係る指定商品並びに商品の区分は「第31類 果実または果実を使用した加工品」とする。

(使用できる者)

- 第3条 本件商標を使用できる者は、次に掲げる要件をすべて備える者とする。
  - (1) 市内に住所を有する個人事業主または主たる事業所を有する事業者及び団体が、その事業者等が行う本来業務等の範囲内において、本件商標を使用する場合。
  - (2) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと(法人でない 団体を除く。)。

(管理運営)

第4条 本件商標に関する管理運営は、玉名市農業政策課が行うものとする。

(使用許可の条件)

- 第5条 本件商標使用の許可をする場合の条件は次のとおりとする。
  - (1) 果実は第3条の条件を満たす者が栽培したものであること。
  - (2) 加工品は果実が使用されていること。なお、加工品は本件商標の対象となるか審査が必要となるため商品の見本を添付すること。

(使用の申請)

第6条 本件商標を使用しようとする者は、あらかじめ市長に対して、商標「草枕」使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の書類を添えて提出し、市長の許可を得なければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

(使用の許可)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときには、速やかにその内容を

審査し、商標「草枕」使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。) 又は商標「草枕」使用不許可通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は必要な条件を付することができる。

## (使用許可の変更)

第8条 前条第1項において、使用許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた事項に変更が生ずるときは、市長に対して、商標「草枕」使用許可変更申請書(様式第4号。以下「変更申請書」という。)を提出し、改めて変更後の使用許可書の交付を受けなければならない。

## (申請書の添付資料)

第9条 申請書及び変更申請書には、本件商標を使用しようとする商品の見本 (以下「見本」という。)を添付しなければならない。ただし、見本を添付 できない場合は、本件商標を使用する商品が確認できる写真等を添付する ものとする。

## (使用許可の期間)

- 第10条 本件商標の使用許可の期間は、年度末の3月31日までとする。
- 2 使用許可の期間満了後において、引き続き本件商標を使用するときは、改め て許可を受けなければならない。

#### (使用許可の制限)

- 第11条 市長は、第6条の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該 当するときは、本件商標の使用を許可しないものとする。
  - (1) 本件商標のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
  - (2) 第三者の利益を害するものと認められるとき。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益になると認められるとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、本件商標の使用が適当でないと認められるとき。

## (使用許可の取消し)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、商標「草枕」

使用許可取消通知書(様式第5号)により、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの規程に違反したとき。
- (2) 使用者が第7条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 市長は、使用者が前項の規定により使用の許可を取り消され、これによって 損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

### (使用上の順守事項)

- 第13条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 使用者は登録商標を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、すべて使用者の負担により処理すること。
  - (2) 玉名市から要請があった場合は、登録商標の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。
  - (3) 使用者は、許可期間終了後1か月以内に商標「草枕」使用商品等年間販売 状況報告書(様式第6号)を提出すること。

(使用料)

第14条 本件商標の使用料については、無料とする。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

玉名市長 様

申請者 住 所 事業者(団体)名

代表者 電話番号

商標「草枕」使用許可申請書

商標を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 使用目的
- 2 使用商品
- 3 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- ※ 使用する商品の見本(写真等)を添付すること。

 第
 号

 年
 月

 日

申請者

様

玉名市長

商標「草枕」使用許可書

年 月 日付けで申請のありました商標「草枕」の使用については、下記のとおり許可します。

記

- 1 使用目的
- 2 使用商品
- 3 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 許可条件
- (1) 商標「草枕」使用許可申請書の申請内容どおり使用すること。
- (2) 商標「草枕」の使用に関する規程内容を遵守すること。

 第
 号

 年
 月

 日

申請者

様

玉名市長

商標「草枕」使用不許可通知書

年 月 日付けで申請のありました商標「草枕」の使用については、下記の理由により不許可としましたので通知します。

記

不許可の理由

年 月 日

玉名市長 様

申請者 住 所 事業者(団体)名

商標「草枕」使用許可変更申請書

年 月 日付けで許可を受けました商標「草枕」の使用について、変更したいので、下記のとおり許可します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更内容

変更前

変更後

※ 使用する商品の見本(写真等)を添付すること。

様式第5号(第12条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

申請者

様

玉名市長

# 商標「草枕」使用不許可通知書

年 月 日付けで許可(第 号)した商標「草枕」の使用については、商標「草枕」使用規程第12条の規定に基づき下記の理由により許可を取り消します。

記

事由

玉名市長 様

事業者(団体)名 代表者

EI

# 商標「草枕」使用商品年間販売状況報告書

使用方法	商品の種類	商品名	販売期間			販売総額	内訳(単価及び 数量	備考
□商品						円		
□パッケー			年	月	日			
ジ				$\sim$				
□その他			年	月	目			
( )								
□商品						円		
□パッケー			年	月	目			
ジ				$\sim$				
□その他			年	月	目			
( )								
□商品						円		
□パッケー			年	月	日			
ジ				$\sim$				
□その他			年	月	日			
( )								
□商品						円		
□パッケー			年	月	日			
ジ				$\sim$				
□その他			年	月	目			
( )								
□商品						円		
□パッケー			年	月	日			
ジ				$\sim$				
□その他			年	月	日			
( )								